北海道大学生活協同組合
北部トラベルセンター 行

FAX 011-756-7959

卒業式パック申込書

送信日

	氏名(カタカナ)	性別	年齢	マイレージ会員番号
1				
2				
3				
4				
5				

代表者(保護者)電話番号(携帯)　　FAX番号

住所　(郵便番号　　)

出発日		便名	時刻	お支払い方法
	― 千歳		―	□カード支払い
	千歳 ―		―	

希望ホテル		タイプ部屋		部屋数	
	第1希望		□ シングル		室
	第2希望		□ ツイン		
			□ トリプル		

	請求額合計 (生協記入欄)

※北大生協北部トラベルセンターから予約確定後に返信いたしますので、
その後に下記をご記入の上、切り取らずに再度ご返信をお願いいたします。

□VISA　□JCB　　ご決済額　　円

カード番号

有効期限 月／年　　／

カード名義人　　カード名義人の署名

旅行代金に含むもの　1.往復航空代金(個人包括旅行運賃)　2.規定の宿泊代　3.消費税

旅行条件　お申し込み前にご一読ください。(要約)

詳しい旅行条件を説明した書面をご用意しておりますので、事前にご確認の上、お申し込みください。

1.募集型企画旅行契約

1)この旅行は、株式会社ジャルパック(以下「当社」という)が企画募集する旅行でありこの旅行に参加されるお客様は当社と企画旅行契約を締結することになります。

2)契約の内容・条件は、本パンフレット、出発前にお渡しする行程案内書及び当社企画旅行契約約款によります。

2.旅行契約のお申し込み

1)所定の旅行申込用紙に記入し、下記申込金を添えてお申し込み下さい。申込金は、旅行代金又は、取り消し料若しくは違約料の一部として取り扱います。

2)当社は電話等による通信手段による企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、お客様は当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。

旅行代金	3万円未満	6万円未満	9万円未満	9万円以上
お申込金	6,000円	12,000円	18,000円	代金の20%

3.お客様との旅行契約の成立時期

1)当社とお客様との企画旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、前2項の申込金を受理したときに成立するものといたします。

2)当社はお客様との企画旅行契約の成立後速やかに、旅行日程・旅行サービスの内容・その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」という)を交付いたします。尚、本パンフレットは契約書面の一部となります。

4.旅行代金のお支払い

旅行代金は、契約書面に記載する期日までにお支払いいただきます。

5.旅行代金に含まれるもの

パンフレットに明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、サービス料、旅行取扱料金、消費税等諸税が含まれます。

6.旅行代金に含まれないもの

前5項以外のコースに含まれない交通費等の費用、超過手荷物料金、個人的性質の諸費用、ご希望者のみ参加されるオプショナルツアー(別途料金の小旅行)等は旅行代金に含まれません。

7.旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、運送機関の遅延等、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行日程・旅行サービスの内容その他の企画旅行契約の内容を変更することがあります。

8.旅行契約の解除・払い戻し

1)旅行開始前

①お客様の解除権

旅行契約の解除日	取消料
旅行開始日の前日から起算して21日前まで	無料
旅行開始日の前日から起算して20日前～8日前	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算して7日前～2日前	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日の当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除／無連絡不参加	旅行代金の100%

お客様は、上記に定める取消料をお支払いいただくことによりいつでも企画旅行契約を解除することが出来ます。

尚、複数人数の参加で、一部の方がキャンセルの場合は、ご参加のお客様からは1室ご利用人数の変更に対する差額代金を頂きます。

9.特別補償

当社は、お客様が企画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び、見舞金をお支払いいたします。

10.旅程保証

1)当社は契約内容の重要な変更が生じかつお客様が当該旅行に参加していただく場合は、旅行代金に当社旅行条件書に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお支払いいたします。

(又は、お客様のご了承の上、同額の品物あるいはサービスの提供になる場合があります。)

(詳しくは旅行条件書をご参照下さい。)

11.当社の責任

当社の故意・過失によりお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償します。

12.お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を受けた場合は当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

13.通信契約

1)当社は、当生協が提携するクレジットカード会社のカード会員(以下「会員」という)より、会員の署名なくして旅行代金等のお支払いを受けること(以下「通信契約」という)を条件に、電話等の通信手段による旅行のお申し込みを受ける場合があります。

2)通信契約による企画旅行契約は、電話によるお申し込みの場合、当社が受諾したときに成立し、その他の通信手段によるお申し込みの場合は、当社が契約の締結を受諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。

14.旅行条件・旅行代金の基準日

この旅行条件は、2019年10月1日を基準日としています。

又、旅行代金は2019年10月1日現在有効な運賃・規則を基準として算出しています。

15.その他

ご注意／(1)お客様のご都合による航空便の変更、行程変更はできません。(2)交通機関の渋滞等、当社の責に帰すべき事由によらず航空便にお乗り遅れの場合、別途、航空券のご購入が必要となり航空券引換証の払戻しもできません。(3)悪天候等、お客様の責に帰すべき事由によらず旅行サービスの受領ができなくなった場合、当該旅行サービスに対して取消料、違約料等支払うべき費用を差し引いた金額をお客様に払戻します。ただし、代替サービスの宿泊費・交通費等は、お客様のご負担となります。

個人情報のお取り扱い／(1)受託販売欄に記載の受託旅行業者及び当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。